あきる野市教育基本計画(第2次計画) 実施計画(平成29年度から平成32年度まで)

人が輝く人が育ち

平成29年3月

あきる野市教育委員会

「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」

あきる野市教育委員会は、人権尊重と社会貢献の精神を基調とし、あきる野市民 憲章に則してすべての市民が豊かな自然や伝統・文化に誇りをもち、生涯を通じて 学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指して教育行政を推進する。

また、家庭、学校、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し緊密な連携の下に、子どもたちが、知性、感性、道徳心を育み、体力を向上させ、豊かな人間性と創造性及び未来をひらく学力を兼ね備えた市民として成長し、「人と緑の新創造都市」あきる野市の発展に貢献することを期して教育を推進する。

平成25年12月決定

あきる野市教育委員会 基本方針

基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神を育む教育の推進

すべての市民が、自他の人権について理解を深め、責任を自覚し、協力し合い、ルールを守り、安心して社会生活を送れるよう、人権尊重と社会貢献の精神を育成する教育を推進する。

|基本方針2||豊かな人間性と創造性を育み、未来をひらく学力を伸ばす教育の推進

子どもたちが、国際社会に生き、社会の変化に主体的に対応していけるよう、基礎的な 学力の定着及び向上を図り、個性と創造性を伸ばす教育を推進する。

|基本方針3| 生涯学習の推進と文化、スポーツ・レクリエーションの振興

すべての市民が生涯を通じて自ら学び、文化やスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、環境整備を行い、市民との協働による学習・交流活動を推進する。

|基本方針4|| 家庭、学校、地域の連携・協力の強化

子どもたちが、乳幼児期から、豊かな体験を通して健やかに成長できるよう、家庭教育 や地域活動を支援するとともに、教育を取り巻く様々な課題の解決に向け、家庭、学校、 地域がそれぞれの役割と責任の下に、相互に連携・協力できる体制づくりを推進する。

はじめに

あきる野市教育委員会は、平成26年3月に、本市の教育振興基本計画として、本 市総合計画・後期基本計画の期間に合わせた、7年間で取組むべき教育施策を示す「あ きる野市教育基本計画(第2次計画)」(以下「計画」という。)を策定しました。

この計画は、本市の教育目標である「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」の実現に向け、施策の目標として4つの「目指す子ども像」と2つの「目指す生涯学習」を定め、家庭、学校そして地域が互いに力を合わせて取り組むものです。

また、この計画の策定に合わせ、計画の推進を目的に、平成26年度から平成28年度までの3年間の具体的な施策や事業実施年度を定めた、前期実施計画を策定しています。

平成27年4月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体の長が、教育委員会と相互連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくこととなりました。その中では、総合教育会議の設置や地域における教育等の基本的な方針となる「大綱」を策定することが定められており、平成27年8月には、市長が招集する総合教育会議において「あきる野市教育大綱」を策定しました。

このたび、あきる野市教育委員会では、あきる野市教育大綱、教育基計画(第2次計画) の前期実施計画における3年間の取組の成果と課題及び国や都さらには社会動向を踏まえ、 平成29年度から平成32年度までの4か年を計画期間とする「あきる野市教育基本計画 (「第2次計画」)後期実施計画」を策定いたしました。

あきる野市は、豊かな自然に恵まれ、長い歴史と伝統・文化が今に受け継がれています。 あきる野市教育委員会は、それらを通じて、子どもたち一人一人が豊かな人間性を育み、 社会の中で自立し、活躍していくこと、また、市民一人一人が生涯学び続け、生き生きと 活動し、地域で活躍していくことができるよう、今ある資源を最大限に生かし、積極的に 教育施策を展開してまいります。

今後の計画の推進につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年3月

あきる野市教育委員会

【目次】

第 1	章	Γ	あき	る野	市	教	育	基	本	計	画	(第	2	次	計	画)	後	期	実	施	計	画	J	の	策	定	に	つ	いて	
1	背	景					-						•			•			•		•			•		•	•	•				1
2	計	画	の位	置化	けけ					•			•	•			•		•		•			•		•	•	•				1
3	計	画	期間				•			•			•			•			•		•			•			•					1
4	構	成					•	•		•			•	•		•			•		•			•		•	•					1
5	進	行	管理				•			•			•			•			•		•			•			•			•		2
6	重	点	施策	~ σ.	取	組				•			•	•		•			•		•			•		•	•					2
		い	じめ	不登	Ě校	0	(ゼ)	^	の	挑	戦																		
		学	力向	上文	策	の	強	化																								
		特	別支	援教	育	の	推	進																								
		生	涯学	習泪	動	の	推	進																								
		ス	ポー	ツの	推	進																										
		青	少年	の仮	全	育	成	の	推	進																						
7	施	策	体系	义			•			•			•	•		•			•		•			•		•	•					4
第 2	章	後	期実	施計	画	(平	成	2	9	~	3	2	年	度)																
1	基	本	施策	1	い	じ	め	不	登	校	0	(ゼ)	^	の	挑	戦			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
2	基	本	施策	2	豊	か	な	人	間	性	を	育	む	教	育	の	推	進			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	
3	基	本	施策	3	玉	際	社	会	で	活	躍	で	き	る	能	力	•	態	度	を	育	て	る	教	育	の	推	進		•	•	
4	基	本	施策	4	子	ٹے .	ŧ	の	読	書	活	動	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
5	基	本	施策	5	学	力	向	上	対	策	の	強	化			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
6	基	本	施策	6	体	力	向	上	•	健	康	増	進	に	向	け	た	取	組			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
7	基	本	施策	7	特	別	支	援	教	育	の	推	進			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
8	基	本	施策	8	特	色	あ	る	学	校	づ	<	IJ	لح	学	校	運	営	の	改	善			•	•	•	•	•	•	•	•	
9	基	本	施策	9	教	員	の	資	質	•	能	力	の	向	上			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
10	基	本	施策	10	学	₽核	を施	設		設	備	の	整	備	į		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
11	基	本	施策	11	教	育	σ)機	会	圪)等	な	ع:	σ) 確	保	<u>.</u>		•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	
12	基	本	施策	12	学	₽核	を安	:全	安	·心	対	策	()) 強	化	;		•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	
13	基	本	施策	13	学	₽核	支	援	体	制	の	強	il	;		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
14	基	本	施策	14	教	育	情	報	(D)	提	供	:		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	
15	基	本	施策	15	生	E泪	[学	習	活	動	jの	推	進			•		•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	
16	基	本	施策	16	ス	くオ	-,	-ツ	の	推	進			•	•	•	•	-	•	-	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	
17	基	本	施策	17	文	ζſŁ	<i>.</i> 0.	振	興	ļ			•	•	•	•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	
18	基	本	施策	18	文	ζíŁ	〕則	†の	保	護	ع	活	用	(J	推	進			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	
19	基	本	施策	19	放	包設	ኒ ወ) 效	率	的	な	管	理	運	営	I			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	
20	基	本	施策	20	青	引少	>年	三の	健	全	:育	成	<i>(</i> , 0)	推	進					-	•	•	•					•	•		•	
21	基	本	施策	21	茤	マ庭	Ē教	育	の	支	援			•						-	•	•	•					•	•		•	
22	基	本	施策	22	幺	力児	!教	有	の	推	進											•								•	•	

《資料》		
1 あきる野市教育大綱 「基本理念」と「基本方針」 ・・	 	
2 用語の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	
※ 本文中※印が右上についている用語について、説明をしています		
3 主な基礎データ		
(1)人口推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	
(2)児童・生徒数の推移及び今後の推計 ・・・・・・・	 	
(3)学校施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	
(4)生涯学習関連施設 ・・・・・・・・・・・・・・	 	
4 関係法令		
(1)教育基本法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	

(2) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

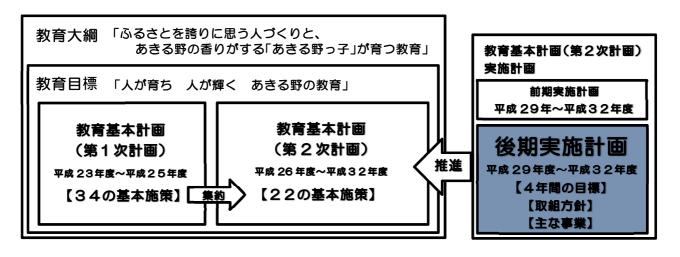
「あきる野市教育基本計画(第2次計画)後期実施計画」の策定について

1 背景

「あきる野市教育基本計画(第2次計画)(平成26年度~平成32年度)(以下「第2次基本計画」という。)」は、「あきる野市教育基本計画基本計画(第1次計画)(平成23年度~平成25年度)(以下「第1次基本計画」という。)」の方針を引き継ぎ、教育目標である「人が育ち人が輝くあきる野の教育」を実現するための教育振興計画として、平成26年3月に策定しました。その際、計画期間が7年間と長期に渡ることから、具体的な施策及び事務事業を定めた実施計画については、平成26年度年から平成28年度までの3年間について、前期実施計画として策定しています。

このたびは、この前期実施計画の期間が満了を向かえるため、後期実施計画を策定することとなります。後期実施計画の策定につきましては、前期実施計画の成果と課題を整理するとともに、教育における本市の現状、学校や保護者並びに市民の意識やニーズ、時代の潮流などを反映させることで、第2次基本計画を更に推進するものとなります。

2 計画の位置づけ



3 計画期間

後期実施計画の期間は、平成29年度から第2次基本計画の期間が満了となる平成32年度 までの4年間とします。

4 構 成

第2次基本計画の22の基本施策について、次の内容で構成します。

- (1)【7年間の目標に対する現状と課題】(平成28年度末現在) 前期実施計画の取り組み状況や社会情勢などを踏まえ、基本施策に伴う【7年間の目標】 (長期ビジョン:平成26年度~平成32年度)に対する現状と課題を示しています。
- (2)【4年間の目標】(中期ビジョン 平成29年度~平成32年度) 【7年間の目標に対する現状と課題】について、平成28年度末現在での課題を踏まえ、 中期的な目標を示しています。

(3)【取組方針】

【4年間の目標】(中期ビジョン 平成29年度~平成32年度)を達成するための具体的な取組を示しています。

(4)【主な事業】(単年度計画)

【取組方針】に基づいた個々の事務事業について、具体的な取組内容を示しています。

5 進行管理

後期実施計画は、第2次基本計画の最終年度までの具体的な取り組みであることから、7年間の目標に対する事務の進捗状況について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき毎年実施する、教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価において、把握するとともに、目標達成に向けて課題改善を行うことで、各事業の着実な推進を図ります。

また、その内容については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づきいて作成する「教育委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価報告書」を議会に提出するとともに、市民に公表します。

6 重点施策への取組

第2次基本計画では、一人一人を大切にする特別支援教育の考え方を基本として、家庭、学校、地域の現状を踏まえて、目指す子ども像と目指す市民の生涯学習の実現に向けた22の基本施策を展開しています。この22の基本施策のうち、「いじめ不登校0(ゼロ)への挑戦」「学力向上対策の強化」「特別支援教育の推進」「生涯学習活動の推進」「スポーツの推進」「青少年の健全育成の推進」の6つの基本施策については第2次基本計画の柱とし位置付けており、重点施策として取り組んでいます。

後期実施計画における、この重点施策の具体的な取組は次のとおりとなります。

・いじめ不登校〇(ゼロ)への挑戦(基本施策1)

児童・生徒が他者と関わりの中で、人間性豊かに成長していくためには、安全に安心して生活できる教育環境が必要です。いじめや不登校といった課題については、人間関係や家庭、学校、地域の環境など様々な要因が関わることから、保護者や地域、関係機関との連携を密にして、組織的に対応していくことが重要です。

とくにいじめ対策については、平成27年3月に策定しました「あきる野市いじめ防止対策 推進条例」及び「いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び早期 対応の3点に重点を置き、学校における教育相談体制の充実と教員の対応力の向上、関係機関 との連携体制の強化を図るなど、充実した環境づくりを進めていきます。

・学力向上対策の強化(基本施策5)

グローバル化が進展する中、変化の激しい社会を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識・ 技能を確実に習得し、それらを活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現 力などの能力とともに、主体的に学習に取り組む態度を身に付けることが重要です。

そのためには、教員の指導力向上をはじめ、組織的に授業の工夫と改善に努める必要がある ことから、東京都などと連携しながら、組織及び個人を対象とした研修を計画的に実施してい きます。また、「学力ステップアップ推進地域指定事業」や「学力向上推進モデル事業」など の活用により児童・生徒の基礎学力の向上を図ります。

特別支援教育の推進(基本施策7)

発達障害を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加を目指すためには、 児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、身に付けた能力を更に高めるとともに、生活や 学習上の困難を克服できるよう、適切な支援を行うことが重要です。

すべての児童・生徒が個に応じた指導や支援を受けられる教育環境の充実を図ります。

生涯学習活動の推進(基本施策15)

生涯を通じて、いつでも、どこでも、だれもが自主的に学び、主体的に活動できるよう市民の学習を支援するとともに、学習の成果が社会に還元される「知の循環型社会」の実践に向た生涯学習活動を市民との協働により、取り組む必要があります。

このことから、市民が参加や学習活動を行いやすい学習の場づくりや生涯学習コーディネーター、団体及び個人が連携した多様な事業の実施について、充実を図ります。

・スポーツの推進(基本施策16)

市民が気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるよう環境を整備することは、市民のスポーツ振興とともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、その気運醸成のためにも必要です。

このことから、平成25年8月に策定した「あきる野市スポーツ推進計画」に基づき、全ての市民が生涯にわたって、健康で活力にあふれる生活を送ることができるよう、地域社会全体でスポーツに取り組むことができる環境づくりやスポーツを気軽に楽しむことができる施策・事業の充実を図ります。

青少年の健全育成の推進(基本施策20)

青少年の健全育成は、社会全体の責任であることから、学校、家庭、地域だけではなく、社会を構成する組織や個人がそれぞれ役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協力をしながら取り組む必要があります。

地域組織活動などを通じ、郷土の自然や伝統文化に触れたり、地域社会に関わることで、地域の一員としての自覚と郷土を愛する心を育成します。また、こどもたちと関わりを持つ大人を地域リーダーとして育成するとともに、高校生や大学生をジュニアリーダーとして位置づけ、切れ間のない地域循環型の育成環境を推進します。

さらに、日常の中では、児童が安心して安全に過ごせる放課後の居場所づくりとして実施している放課後子ども教室については、内容の充実と人材の確保により、実施機会の拡大に向けて取り組んでいきます。

7 施策体系図

取組目標	^{施策} 基本施策 (◆は重点施策)			事務事業	(103事業)	
	1 いじめ不登校○(ゼロ)への挑戦◆	- いじめ防止対策の強化	学校における教育相談体制の充実	学校と教育相談所との連携体制の充実	学校と適応指導教室との連携体制の充実]
「生きる力」を育む学校教育の推進		人権教育の推進及び啓発	道徳教育の推進	キャリア教育の推進	友好姉妹都市栗原市交流事業の実施	環境教育の推進
	┣┫2│豊かな人間性を育む教育の推進	図書館インターンシップ事業の充実		1202		
【取組1】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 国際社会で活躍できる能力・態度を育てる教育の推進 ――	ー 伝統・文化理解教育の推進	外国語指導員の活用	国際姉妹都市マールボロウ市教育交流事業の推進]	
和のとれた児童・生徒を育成する	- 4 子ども読書活動の推進	学校図書館の充実	子ども読書活動推進計画の推進	子ども読書活動推進事業の充実	図書館における学校支援事業の充実]
	- 5 学力向上対策の強化◆	一学力向上に向けた取組の推進	教育環境の整備]		
【取組2】	6 体力向上・健康増進に向けた取組 —	ー スポーツ教育の推進	学校における食育の推進	給食センターが行う食に関する指導の推進	学校保健の充実]
多様な教育的ニーズに対応した教育を提供する	7 特別支援教育の推進◆	特別支援教育の推進体制の強化	巡回指導による学校等の支援の充実	配慮を要する児童・生徒の就学支援の充実	特別支援学級介助員の配置	特別支援学校との副籍交流の実施
pt 9 0	/ 17/0/又汲获有少证是▼	小中学校の特別支援教育体制の充実	特別支援学級(固・通)による指導の充実	特別支援教育指導補助員の配置]	
【取組3】	8 特色ある学校づくりと学校運営の改善	一地域の人材活用の推進	開かれた学校づくりの推進	学校評価システムの充実]	
学校経営力と教員の力量を高め、魅力あ - る学校づくりを推進する	9 教員の資質・能力の向上	 ■教職員の研修等の実施 	研究奨励事業等の推進	教職員研修センターの活用	1	
【取組4】	10 学校施設・設備の整備 -	■ 学校施設の非構造部材の耐震化の推進	老朽化した学校施設の改修・改善の推進	学校施設の計画的整備	情報機器の整備	新学校給食センターの整備の推進
 児童・生徒が安心して通える、安全で快	1 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I			I MAGNATURA TO MAGNATURA	III IA WARM II MU	THE STATE OF
適な教育環境の整備を推進する	11 教育の機会均等などの確保	- 外国人児童・生徒への支援の実施	教育の機会均等の確保	遠距離通学に対する支援	実態に配慮した就学の確保]
【取組5】	12 学校安全安心対策の強化	- 児童・生徒の安全確保・安全指導の推進	児童・生徒通学安全対策の推進	防災対策の推進]	
家庭や地域との協働により、地域の特色 を生かした、安全で活気ある学校づくりを 推進する	13 学校支援体制の強化	一学校支援地域本部事業の充実]			
1年起する	14 教育情報の提供	教育広報による教育情報提供の充実]			
		生涯学習推進計画の推進	1			
た涯学翌‐女ル‐フポーツの作用		学習教育機関等との連携・協力による事業の推進	民間教育事業者との連携・協力体制の充実	図書館の広域的連携の推進	寿大学の開催	公民館における各種講座の充実
生涯学習・文化・スポーツの振興		障がい者等への図書館サービスの向上				
		生涯学習推進体制の整備				
	┌ 15 生涯学習活動の推進◆ -	- 図書館資料の整備	図書館資料提供事業の推進	地域・行政資料の収集と情報提供の充実	図書館レファレンス事業の充実	図書館の電子情報提供の推進
		公民館施設・設備の整備・充実	図書館施設・設備の整備・充実			1
		生涯学習コーディネーターの育成	生涯学習人材バンクの充実	市民解説員養成事業の推進	図書館ボランティアの育成	
【取組6】		生涯学習活動の支援	市民企画講座の開催の支援			
市民一人一人が充実した人生を送ること	- 16 スポーツの推進◆	- スポーツ推進計画の推進	スポーツ活動の機会の充実	スポーツ施設の整備・充実	スポーツ活動を支援する環境の整備	市の特性を生かしたスポーツ推進
ができるよう生涯学習を推進する	17 文化の振興	アートスタジオ五日市の活用の推進	国際化推進体制の充実と関係団体への支援	公民館における芸術文化の推進	秋川キララホールの利用促進	市民文化祭の開催・運営支援
	18 文化財の保護と活用の推進	- 文化財保護の推進	文化財の活用の推進	文化財の啓発	伝統芸能保存活動の支援	郷土学習の支援
	19 施設の効率的な管理運営	- あきる野ルピアの指定管理者との連携・協力	秋川体育館等体育施設の指定管理者との連携・協力	学校開放・施設整備事業の推進]	
『 Phr 48 つ 】	┣ 20 青少年の健全育成の推進◆ -	青少年健全育成団体の支援	青少年健全育成事業の推進	地域リーダーの育成	放課後子どもプランの推進	地域の青少年野外体験活動への支援
【取組7】	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	成人式の実施	<u> </u>			
家庭における子育ての支援を行うととも に、地域社会における青少年の健全育成 活動を支援し、推進する	21 家庭教育の支援	「家庭の日」推進事業の充実	公民館における家庭教育学級等の講座の開催	あきる野市教育フォーラムの開催	子育て支援事業(図書館)の推進]
	22 幼児教育の推進	子ども・子育て支援新制度施行に伴う事業展開	私立幼稚園・保育所等への助成	私立幼稚園児の保護者への助成]	
			•	•	-	

第2章 平成29~32年度の実施計画

取組目標1

小中一貫教育を充実させ、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成 する

基本施策1

いじめ不登校O(ゼロ)への挑戦

【7年間の目標】(長期ビジョン 平成26年度~平成32年度)

児童・生徒が他者との関わりの中で人間性豊かに成長していくためには、安全に安心して生活できる教育環境が必要です。とりわけ、いじめや不登校といった課題については、人間関係や、家庭、学校、地域の環境など様々な要因が関わることから、保護者や地域、関係機関との連携を密に図り、組織的に対応していくことが重要です。

そこで、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえて「いじめ防止基本方針」を策定し、未然 防止と早期発見、早期対応に重点を置き、学校における教育相談体制や学校と関係機関との連 携体制を充実させます。

【3年間の目標】(中期ビジョン 平成26年度~平成28年度)

- ○「いじめ防止基本方針」を策定し、その方針に基づいて、各学校のいじめ防止対策を充実させます。
- ○学校の教育相談体制を生かした取組を充実させるとともに、教育相談所や適応指導教室等の 関係機関との連携協力を深めさせ、いじめ・不登校対策を強化します。
 - ・いじめ把握件数に対するスクールカウンセラー活用率50%
 - ・いじめ・不登校件数10%減
 - ・適応指導教室に在室している児童・生徒の年度末学校復帰率50%

以下、後期実施計画で加える内容

【現状と課題】(【7年間の目標】に対する平成28年度末の現状と課題)

前期実施計画の【3年間の目標】(中期ビジョン 平成26年度~平成28年度)の進捗状況及び 事務事業の取組状況を参考に作成。

- ○現状
- _
- .
- ○課題
- •
- •

【4年間の目標(後期実施計画)】(中期ビジョン 平成29年度~平成32年度) 抽出課題を踏まえて【7年間の目標】(長期ビジョン)を達成するための【4年間の目標】(中期 ビジョン)を作成。

【取組方針(後期実施計画)】

【4年間の目標】(中期ビジョン)に対する具体的な取組方針を記入。

【主な事業】(後期事務事業)

事務事業(1)	いじめ防止対策の強化								
実施年度	29年度	30年度	3 1 年度	3 2 年度					
取組内容(目標)【指導室】		年度ごとの事務計画・達成目標を記入 ※平成32年度は2次基本計画最終年度							

事務事業(2)	学校における教育相談体制の充実								
実施年度	29年度	30年度	3 1 年度	3 2 年度					
取組内容(目標)【指導室】									

事務事業 (3)	学校と教育相談所との連携体制の充実								
実施年度	29年度	30年度	3 1 年度	3 2 年度					
取組内容(目標) 【指導室】									

事務事業(4)	学校と適応指導教室との連携体制の充実								
実施年度	29年度	30年度	3 1 年度	3 2 年度					
取組内容(目標)【指導室】									